

0920
138

編綴	7321.0 /	保期	3	20	永
編係		機期	發付送	完結送	永
		機種		普	

書類

官普電

昭和八年六月二日起案
起案者 捺印

昭和八年六月五日發付
發付後起案者捺印

主務局部
取扱者捺印

起算野紙(甲)

(主務) 軍需局長 (牛丸) 第一課長 (牛丸)

副官 (岩村)

大臣 閣次官 (藤田)

書記官

(山本)

指令案

昭和八年六月五日

大臣

横軍需機密兵第四師ノ六。二第四艦隊司令部ニ兵卷貸出件
認許ス

號番

房第 二七三〇

事

直

(終)

局部	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	航空	艦政	軍令
	六月三日				6.6.8							
大臣官房												
8.6.8												
記録												

0921

五月二十日

第一課長

可

理由	前記兵器八等四艦隊編制中必要ニ付貸與ヲ要ス	貸與期間 自昭和八年五月二十日 至昭和八年八月三十日	九式運動艇		機件電氣信号器二型改二		名		数		現定数		増及数		所要数		摘要		
			個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

兵器貸與申請書（航海長官官部）

横須賀鎮守使 需却長殿

第四艦隊 隊長

昭和八年五月二十三日

海軍省 第一課長

昭和七年十月

8.5.30

8.5.30

8.5.30

統	海軍省 文書課	松本	要	横須賀	8.5.30	8.5.30	5438
					8.5.30		

昭和 年 月 日

横須賀海軍軍需部

在 俾 教

横須賀海軍軍需部
 乃。本 連 新 賢
 三。四

0922